

各部・課・局・室・所長
教 育 長 様

水俣市長 高 岡 利 治

令和8年度予算編成方針について
水俣市予算事務規則（令和2年規則第10号）第4条の規定に基づき、令和8年度予算編成方針を下記のとおり通知します。

記

1 国の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）において、我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保などのこれまで指摘されながら必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組や、人口減少下にあっても経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、その前提となる質の高い雇用の確保などの課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すとしています。

また、当面の経済財政運営については、米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始めとした経済財政運営に万全を期すこと、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させること、地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員することを掲げており、このために「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行するとしています。

令和8年度予算については、骨太方針2024・2025に基づき、2030年度までを対象期間とする「中期的な経済財政の枠組み」に沿った予算編成を行うとしています。当該枠組みにおいては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するため、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すことに加え、黒字化達成後も、財政の信認が損なわれることのないよう、ストック目標を維持しつつ、財政健全化努力を継続し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させるという、財政健全化目標と予算編成の基本的な考え方が示されています。地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、2025年度から2027年度までの3年間について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準が確保されるとされており、最低賃金の大幅改定や急激な物価上昇が続く中にあっては一層厳しくなることが予想されます。

引続き、国・県の予算編成の動向を十分に注視して情報収集に努め、時期を逸することなく、必要な対策を講じていく必要があります。

2 本市の財政状況と見通し

本市の令和6年度一般会計決算は、歳入175億50百万円（前年度比＋4.2％）、歳出164億68百万円（前年度比＋5.3％）を計上しました。

主な財政指標としては、経常収支比率94.7％、実質公債費比率10.3％、将来負担比率は該当なしとなっており、一時は枯渇が危ぶまれた財政調整基金残高は23億円まで回復しているものの、4年ぶりに財政調整基金を取り崩したことなどにより、実質単年度収支は6億15百万円の赤字となっております。

足元では昨年度に引き続き、市庁舎建替工事、水俣川河口臨海部振興構想事業、袋インター関連道路改良事業等の大規模事業に伴い、公債費が急激に増高したことに加え、幸橋架替工事に着手したほか、高度経済成長期前後に相次いで建設された公共施設等についても更新の時期を迎えており、公債費は引続き高い水準で推移し続けると見込まれます。また、昨今の賃金の大幅な改善や急激な物価上昇により、人件費、物件費、役務費、工事請負費等、あらゆる経費が上昇しているため、これまでより財政にかかる負荷は確実に大きくなります。かつての危機的状況こそ乗り越えたものの、令和6年度の財政調整基金の取り崩し額を踏まえると、一転して財政が急激に悪化する可能性は十分に考えられます。そのため、今後も引き続き、あらゆる施策の成果を検証し効果の乏しい施策は削減するなど、歳出の中身を見直し、予算の重点化を図るなど、健全財政の継続に向けたたゆまぬ努力を行っていく必要があります。

3 令和8年度予算編成方針

本市は、令和3年度以降、将来を見据えた政策「4つのビジョン」を中心に、様々な事業を展開してきましたが、それぞれの事業について成果を見極め、真摯な反省と改善を行うとともに、効果の乏しい事業については廃止を決断し、これにより生じたりソースを他の事業に活用するなど、メリハリの効いた事業展開を行う必要があります。

そのためには、本市の置かれた状況を今一度整理し、所与の条件を最大限に活かすことを念頭に置いた見直し・検討が必要です。例えば、県北部に進出したTSMCによる特需とインバウンド需要の急増や、南九州西回り自動車道（仮称）袋IC開通を目前に控えていることなどの本市を取り巻く状況の変化はもちろん、近年の取組により利活用が進むエコパークみなまたや総合体育館等のスポーツ関連施設、魅力的な観光資源であり、そのポテンシャルを活かした一層の活用が求められる湯の児・湯の鶴温泉、水俣IC・新水俣駅などの有用な交通インフラといった各種要素を複合的に組み合わせ、それぞれの持つ機能を十分に発揮させるための施策を果敢に打っていくことが求められます。

また、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち水俣」を作っていくためには、前述のような大局的な視点が重要ではありますが、これは当然ながら、今この時を生きる市民一人ひとりの日々の生活が大事に守られていることが前提になります。過疎化、少子高齢化が進み、地域社会の構造が変化していく中、職員一人ひとりが市民の声に、悩みに真摯に耳を傾け、市民の立場に立ち、事業に取り組まなければなりません。

以上を踏まえつつ、令和8年2月には水俣市長選挙が予定されていることも踏まえ、令和8年度当初予算は「骨格予算」とし、以下の方針に基づき編成します。

ただし、事業費の総額を把握する必要があるため、各課室は、政策的な経費も含め、来

年度必要となる経費の総額で要求することとします。

(1) 第6次水俣市総合計画の推進

第6次水俣市総合計画の基本的な方針に沿った事業について、効率的・効果的に総合計画を推進します。

なお、総合計画に関連する事業であっても、事業効果等がみられない場合や、惰性的に過去から引き続き行っている事業については、他の事業との統廃合も含めて積極的にスクラップ・アンド・ビルドを行い、より効果的な事業構築を目指してください。

(2) 重要政策の推進

重要政策を推進するため、「みなまた重要政策推進枠（通常、特別）」を設定し、予算を重点配分します。

① みなまた重要政策推進 通常枠

ア 積極的な予算のスクラップ・アンド・ビルドにインセンティブを付与するため、既存事業の廃止で生じた一般財源の減額分に対して、一般財源充当額ベースで200%の額に特定財源を加算した額を要求できるものとします。なお、当該200%の額のうち、100%の額を上限として、新規事業に限らず他の既存事業の予算に加算して要求できるものとします。

イ デジタル化の活用など、将来の確かな人件費削減に資する事業については、当該人件費の額を限度に要求できるものとします。

② みなまた重要政策推進 特別枠

以下に該当する事業については、スクラップ・アンド・ビルドによらず、また、要求基準を設けることなく、所要額をもって要求できるものとします。なお、次年度以降の予算を約束するものではありませんので、複数年にわたって継続して事業を実施していく必要がある場合は、一般の裁量の経費として要求するか、又は、「みなまた重要政策推進 通常枠」で要求する必要があります。

ア 本市の諸課題に対応するため、令和7年度政策会議で提示された33テーマにおいて、具体的な取組内容が示されている新規事業

イ 必要な政策の適時適切な実行機会を損なわないよう、上記②アに該当しないが、本市の重要政策である「4つのビジョンー外貨を稼ぐ水俣、選ばれる水俣、活力生まれる水俣、世界へつながる水俣ー」を推し進めるための新規事業又は令和7年度の「みなまた重要政策推進特別枠」において予算措置を受けた事業で、具体的な取組内容が示されているもの

なお、政策会議の場において議論されたとおり、本市が直面している課題は、その多くが、一つの部署で完結するようなものではなく、組織を横断して、各部・課が協力しなければ解決に至ることができないものです。

したがって、「みなまた重要政策推進枠（通常、特別）」に関しては、各部署間の横連携及び執行体制が十分であるかどうかという点を査定の重点ポイントとします。

ひとつの方向性をもって課題を解決するための施策を、関係各部・課が協力して練り上げ、効果的かつ合理的な総合的施策体系及び効果的な執行体制を構築してください。

なお、全庁的な取組のための調整が不十分なため施策の効果が薄いと判断されるもの等については、予算の重点配分を行うことはできませんので、十分な事前調整を経て要求されるようお願いします。

(3) 市民の命を守る取組

近年、頻発化・激甚化している自然災害は、国内どこにあっても避けることはできません。このため、災害対応など、特に人命を守るための事業については、裁量的経費であっても、スクラップ・アンド・ビルドによらず、所要額をもって優先的に予算を配分します。予算要求に当たっては、具体的かつ客観的な根拠を示し、効率的かつ効果的な事業実施の手法を選択し、可能な限り相応の財源を確保してください。

(4) 歳入の確保

事業を行っていく上では、財源の確保は非常に重要です。

現在、主な財源としては市の独自財源である市税や、国県からの国庫支出金、県支出金、地方交付税などがあります。

国や県からの補助金は、非常に重要な財源であるため、最大限の活用を図ってください。しかしながら、その継続性が不確定であるため、常日頃から情報を集めることや、新設された補助金をすぐに使えるよう様々な事業の案を準備しておく必要があります。

また、市の独自財源については、市民から安定的に徴収する税だけではなく、ふるさと納税の新たな取組、受益者負担の設定、有料広告、各種制度の見直し等、他自治体の成功事例も参考にするなど、様々な角度から積極的に財源獲得を図ってください。また、物価高騰に伴う施設利用料の見直しについては、市民の理解を得つつ、議論を行っていくこととします。

(5) 予算要求基準の設定

① 義務的経費及び義務的経費に準ずる経費

義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の予算要求にあたっては、令和8年度の年間所要額を基準とします。

なお、以下の経費は、義務的経費に準ずる経費として、義務的経費と同様に扱います。

ア 災害対応など、市民の命を守るために必要不可欠な経費

イ 債務負担行為を設定した経費及び長期継続契約に基づく経費

ウ 光熱水費及び燃料費（指定管理委託料に含まれるものを含む。）

エ 規約等に基づき社会的に負担を約定した負担金等の経費のうち、今後継続する必要がある、かつ、削減が困難なもの

② 裁量的経費（上記①以外の経費）

普通建設事業費（計画修繕及び100万円以上の備品購入費を含む。）及び繰出金を除く裁量的経費については、一般財源充当額ベースで、令和7年度当初予算の金額を要求額の上限とします（シーリング100%）。

「みなまた重要政策推進枠（通常、特別）」で要求する新規事業に係る一般財源

充当額は、裁量的経費であってもシーリングの対象外とします。

普通建設事業費及び繰出金の要求に当たっては、中期財政計画等に令和8年度実施事業として計上した金額を上限とし、シーリングの対象から除外して要求を行うものとします。なお、中期財政計画策定時点以降の物価上昇分については、上限額からの超過分についても要求を認めます。

なお、以下の4部署については、裁量的経費であっても上記予算要求基準の対象外とし、令和8年度の年間所要額を要求することとします。

選挙管理委員会事務局 監査事務局 農業委員会 会計課